様式第34号(第28条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

土地所有者　　　　　　　　様

土砂等による土地の埋立て等事業

　　　　　　　　　　　　　　　改善勧告書

下記の事業について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり事業の改善を勧告する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 埋立て・盛土・堆積・一時堆積　事業 |
| 許可の有無 | 無許可　・　許可（　　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　号 ） |
| 事業区域の位置 | 稲敷市 |
| 事業区域の規模 | ㎡ |
| 該当事項 | 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条第　　項に  該当 |
| 改善措置の期限 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までに改善措置を行う  こと |
| 事業改善内容及び改善措置理由 |  |

備考

（不服申立てに係る教示）

　1　この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

　2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。